

東大阪市税条例の一部を改正する条例

東大阪市税条例（昭和42年東大阪市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第22条第1項ただし書中「及び第23条の3第1項」を「並びに第23条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第23条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第23条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しな

ければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第10条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第35条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第10条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

第23条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、

同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他法施行規則で定める事項

第49条中「及び」を「又は」に改め、「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあっては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

第60条中「(第65条第1項の規定による申告がされているものを除く。)」を削る。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の2の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の2の4中「附則第6条の11の2第1項」の次に「、附則第6条の11の

3 第 1 項」を加え、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 6 条の 2 の 5 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 6 条の 7 第 2 項中「附則第 3 4 条の 2 第 5 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 6 項」に、「附則第 3 4 条の 2 第 1 0 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 1 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 3 号から第 1 5 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 6 条の 1 1 の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 6 条の 1 1 の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 8 条の

2 第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第14条第1項及び第2項並びに第16条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第15条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第15条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第6条の11の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第17条、第17条の2、第19条、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第17条、第17条の2第1項前段及び第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の11の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第17条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の11の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の11の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第19条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の11の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 第20条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第6条の11の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の11の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条の11の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第49条及び第60条の改正規定並びに附則第3条及び第4条の規定 令和9年4月1日

(2) 第17条の2第2項の改正規定並びに附則第6条の2の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）

並びに附則第6条の2の5及び第6条の7の改正規定並びに次条第4項の規定 令和

10年1月1日

(3) 附則第6条の2の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第

6条の11の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金

融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第

号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の東大阪市税条例（以下「新条例」という。）第23条の3第1項及び第

2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出す

る同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金

等について提出した改正前の東大阪市税条例第23条の3第1項の規定による申告書に

ついては、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の2の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者

が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。

以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税

特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第

16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定

する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1

項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第

35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定す

る要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の東大阪市税条例附則第6条の2の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第6条の7第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に

掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第6条の7第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第6条の11の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第49条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第60条の規定は、令和9年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和8年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。